

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 てらさき歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県北松浦郡佐々町本田原免 4 9 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 9年 8月 27日
- (4) 設立登記年月日 平成 9年 9月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 てらさき歯科医院	長崎県北松浦郡佐々町本田原免 4 9 番地 1	一般病床 床
			療養病床 床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 5年 10月 15日 令和 4 年度決算の決定

令和 6年 8月 22日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和 6 年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 3 - 4

法人名医療法人 てらさき歯科医院

※医療法人整理番号

所在地長崎県北松浦郡佐々町本田原免 4 9 番地 1

貸借対照表
(令和 6 年 8 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	75,476	I 流 動 負 債	16,199
II 固 定 資 産	18,679	II 固 定 負 債	17,780
1 有 形 固 定 資 産	8,178	負 債 合 計	33,979
2 無 形 固 定 資 産	225	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	10,276	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	50,176
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	60,176
資 産 合 計	94,155	負 債 ・ 純 資 産 合 計	94,155

様式 4 - 2

法人名医療法人 てらさき歯科医院

※医療法人整理番号

所在地長崎県北松浦郡佐々町本田原免 4 9 番地 1

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 3 1 日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	147,601
2 事業費用	137,952
本来業務事業利益	9,649
事業利益	9,649
II 事業外収益	1,996
III 事業外費用	19
経常利益	11,625
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	11,625
法人税等	2,057
当期純利益	9,568

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 てらさき歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県北松浦郡佐々町本田原免 4 9 番地 1

財 産 目 録
(令和 6年 8月 3 1日現在)

1. 資 産 額	94,155 千円
2. 負 債 額	33,979 千円
3. 純 資 産 額	60,176 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	75,476
B 固 定 資 産	18,679
C 資 産 合 計 (A + B)	94,155
D 負 債 合 計	33,979
E 純 資 産 (C - D)	60,176

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 てらさき歯科医院
理事長 寺 崎 裕 憲 殿

私は、医療法人 てらさき歯科医院の令和3会計年度（令和 5年9月1日から令和 6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月14日

医療法人 てらさき歯科医院
監事 寺崎 シク子

